

川西町地域一斉除排雪等推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の自力による除雪が困難な世帯等に対する除雪作業及び生活圏域内に堆積した雪等の排雪作業を推進することを目的として、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空家等」とは、川西町空家等の適正管理に関する条例（平成25年条例第3号）第2条第1号に規定する空家等をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「事業」という。）は次に掲げるとおりとする。

- (1) ボランティア除雪推進事業 自力による除雪が困難な世帯等に対して、自主的に対象世帯の雪下ろし作業等を行う事業
- (2) 地域一斉排雪推進事業 集落内にたまった雪や集落内で定めた雪押し場の雪を自主的に排雪する事業
- (3) その他町長が特に認める事業

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、ボランティア保険に加入している又は加入する予定の次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) ボランティア団体 町民が主となり組織し共同活動を行う団体をいう。
- (2) コミュニティ団体 町内の地縁による団体（地区協議会、大字単位の組織、単数又は複数の自治組織等。最小単位は自治会とする。）をいう。
- (3) その他町長が特に認める団体

(補助金額)

第5条 補助金の額は事業費の10分の10以内とし、予算の範囲内で、事業ごとに次に掲げる受益者又は実参加世帯数区分による額とする。ただし、空家等は受益者又は実参加世帯数には含まれない。

(1) ボランティア除雪推進事業

ア 受益者30世帯以上	70,000円
イ 受益者20世帯以上30世帯未満	50,000円
ウ 受益者10世帯以上20世帯未満	30,000円
エ 受益者5世帯以上10世帯未満	20,000円
オ 受益者1世帯以上5世帯未満	10,000円

(2) 地域一斉排雪推進事業

ア 受益者又は実参加世帯数20世帯以上	50,000円
---------------------	---------

- | | |
|-------------------------------|----------|
| イ 受益者又は実参加世帯数 10 世帯以上 20 世帯未満 | 30,000 円 |
| ウ 受益者又は実参加世帯数 5 世帯以上 10 世帯未満 | 20,000 円 |
| エ 受益者又は実参加世帯数 1 世帯以上 5 世帯未満 | 10,000 円 |

2 補助金の交付は、1箇所につき1回のみの交付とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条で定める補助金等交付申請書のほか、次に掲げる書類を添付し、町長が定める期日までに町長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 事業参加者名簿(別記様式第2号)
- (3) 収支予算書(別記様式第3号)
- (4) その他参考となる書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条に基づく申請があったときは、規則第5条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に対して川西町地域一斉除排雪等推進事業補助金交付決定(却下)通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により町長の承認を受けようとする場合は、川西町地域一斉除排雪等推進事業計画変更申請書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号及び第2号に定める軽微な変更は、次に掲げる以外の変更とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 事業内容の変更
- (3) 事業場所の変更
- (4) 事業費の5分の1を超える変更

3 補助事業を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が予定期間に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに川西町地域一斉除排雪等推進事業遂行状況調書(別記様式第6号)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業実績報告)

第9条 第7条により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、規則第13条で定める補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)を事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで町長に提出するものとする。なお、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支精算書(別記様式第3号)

(3) ボランティア除雪前、除雪後の写真

(4) その他参考となる書類

(概算払)

第10条 町長は、事業の遂行において、特に必要があると認める場合には、概算払により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、川西町地域一斉除排雪等推進事業補助金概算払請求書（別記様式第7号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、概算払をしたときは、前条の規定による実績報告書により額の確定を行い精算するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。